

# 投票から始まる



## 明日の福岡

選挙4月11日

新しい投票時間は  
午前7時から  
午後8時まで

福岡県知事  
福岡県議会議員

良い福岡を育てるあなたの

手書きが簡単になります! 在着投票

市・区役所、町村役場で  
午前8時30分から午後8時まで

詳しくはお近くの選舉管理委員会まで



明るい投票  
が福岡から始まる

良い福岡を育てるあなたの

4月11日

福岡県知事  
福岡県議会議員

選挙4月11日

日

ご存知ですか？投票時間

新しい  
投票時間は

午前7時から  
午後8時まで

手続きが簡単になっています！不在者投票

場所

市・区役所、  
町村役場で

時間

午前8時30分  
から午後8時まで

詳しくはお近くの選挙管理委員会まで

# 選挙の前に 知っておこう

# 選挙の Q & A



2

**A** **Q**

**投票をするには  
どうすればいいの？**

- 投票日に、あらかじめ配布される入場券を持つて、入場券に記載された投票所へ行きます。
- 入場券を出して、受付を済ませ、選挙人名簿に載っている本人かどうかの確認を受けます。
- 確認が済んだら投票用紙をもらいます。
- 投票記載場所で、選びたい候補者1人の氏名を投票用紙に書きます。
- 投票箱に投函します。

投票券がなくとも：

入場券が届かなかったり遅失した場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、市町村の選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

**A** **Q**

**誰でも選挙権があるの？**

日本国民は、誰でも満20歳になると選挙権がありますが、知事や市町村長県や市町村の議会議員の選挙の場合には年齢が満20歳であることのほかに、引き続き3ヵ月以上市町村に住んでいることが必要となります。また、選挙権があつても選挙人名簿に登録されていない人は投票できません。

最近住所を移した人について

県知事・県議選挙では、県内の市町村の選挙人名簿に登録されている人が引き続き県内の他の市町村に住所を移し、まだ所在地の選挙人名簿に登録されない場合でも、1回転出に限り、転出した市町村で投票できます。この場合、現住所地の市町村長が発行する証明書が必要なので、あらかじめ申請して交付を受けてください。

1

**A** **Q**

**投票の順序などは？**

**福岡県  
知事**

**福岡県  
議會議員**

**福岡市  
において  
福岡市  
議會議員**

の順です。

投票用紙の色は

**福岡県議会議員は  
白色**

**福岡県知事は  
桃色**

投票用紙の色は

**福岡市議会議員は  
黄色**

4



**A** **Q**

**投票用紙には  
候補者の氏名  
だけを書いてください。  
他のことを記載する  
と無効となる場合  
があります。**



**A** **Q**

**投票をするとき注意して  
おくことって何？**

**A** **Q**

**投票所に行きたいけど  
行けないときはどうすればいいの？**

- 不在者投票のできる事由が緩和されています。
- 自営業の方などや、冠婚葬祭などの予定がある方も不在者投票ができます。
- レジャー・買物などの私用で投票日には投票区内にいられない方も不在者投票ができます。
- 不在者投票は、市・区役所・町村役場でできます。
- 不在者投票期間は告示の日から投票日の前日までです。

3

これまでには  
お店や職場が投票区の  
**区域外**なら  
不在者投票がきました

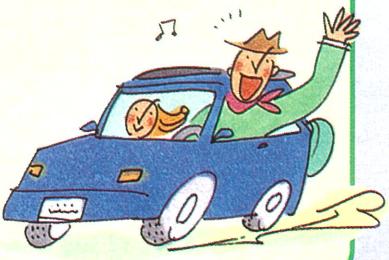
現在では、  
お店や職場が投票区の  
**区域内**でも  
不在者投票ができます。

これまでには  
**午後5時**まで。  
仕事があるとなかなか行けませんでした

現在では、  
**午後8時**まで。  
仕事の後や帰宅途中に行けます。

これまでには  
投票に行けない理由を  
**詳細**に記入 ハンコも**必要**。  
わざわざという不満がありました

現在では、  
**○付け**ハンコは**不要**。  
手続きが簡単になりました。



6

**A** **Q**

**連座制や、三ない運動ってなに？**

**連座制**とは、候補者等と一定の関係にある者(連座対象者)が買収罪等の罪を犯し刑に処せられた場合には、たとえ候補者等が買収等の行為に関わっていないくとも、候補者等について、その選挙の当選を無効にするとともに5年間の立候補制限を科す制度です。  
※連座対象者→総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、候補者等の親族・候補者等の秘書・組織的選挙運動管理者等

**三ない運動**とは、贈らない・求めない・受け取らない、の三つです。  
候補者等が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されており違反すると処罰されます。  
また、有権者が候補者等に寄附を求めることが止されています。